

平成31年第2回日南町議会定例会

陳情文書表

受理番号	受理年月日	件名	陳情の要旨	陳情者の住所及び氏名	付託委員会
第1号	平成31年 2月19日	後期高齢者の医療費窓口負担の「原則1割」の継続を求める 陳情書	別紙写し のとおり	鳥取県鳥取市末広温泉町571 鳥取県社会保障推進協議会 会長 藤田 安一	総務教育常任委員会
第2号	平成31年 2月19日	教職員の長時間過密労働の解消を求める陳情	別紙写し のとおり	鳥取県鳥取市相生町4丁目402-33 鳥取県ゆきとどいた教育をすすめる会 会長 市谷 尚三	総務教育常任委員会
第3号	平成31年 2月19日	2019年10月からの消費税増税を中止することを求める陳 情書	別紙写し のとおり	鳥取県米子市博労町3-90 鳥取県西部地区消費税廃止各界連絡会 代表 滝根 崇	総務教育常任委員会



日南町議会議長 村上正広様

2019年2月15日
鳥取市末広温泉町571
鳥取県社会保障推進協議会
会長 藤田 安一



後期高齢者の医療費窓口負担の「原則1割」の継続を求める陳情書

陳情の趣旨

2019年から、後期高齢者医療（75歳以上）の医療費窓口負担を現行1割から2割にする論議が、内閣府の経済財政諮問会議や財務省の財政制度審議会ですすめられ、国の社会保障制度審議会でも議論されています。2割化となる負担増の計画に対しては、日本医師会、全国老人クラブ連合会、全国市長会の審議会メンバーから、「反対」や慎重意見があいついでいます。

いまの後期高齢者は、戦中・戦後の苦難をくぐり、日本社会の復興、経済発展に寄与してきた世代です。しかしこの間毎年、公的年金の受給額が減少するなどの影響もあり、高齢者の経済的困難は深刻です。ひとり暮らし高齢者の約半数が生活保護基準を下回る生活をし、高齢世帯の27%が貧困状態にあります。

高齢者の多くが貯蓄を取り崩し、生活しています。こうした実態に追い打ちをかける75歳以上の医療費負担の2割化は、高齢者の生活と健康に打撃を与えるといっても過言ではありません。

以上の趣旨から以下の項目の実現を強く求め、地方自治法99条の規定に基づき政府関係機関に意見書を提出下さるよう陳情いたします。

陳情事項

1. 後期高齢者の窓口負担の見直しをせず、原則1割負担の継続を求めます



教職員の長時間過密労働の解消を求める陳情

2019年2月19日

日南町議会
議長 村上正広様

郵便番号 680-0805
住所 鳥取市相生町4丁目402-33
電話番号 0857(22)7750
鳥取県ゆきとどいた教育をすすめる会
会長 市谷尚三



【陳情趣旨】

文部科学省が2016年に全国の小・中学校を対象に実施した教員勤務実態調査の結果、前回調査(2006年)よりいっそう時間外勤務が増大し、教職員の働き方がますます深刻な事態となっていることが明らかになりました。

教職員の長時間過密労働は、子どもと向き合う時間を削り、肉体的にも精神的にも教職員を追い詰め、子どもたちの教育に専念することを困難にしています。「教材研究ができなく、子どもたちに申し訳ない」「明日の授業準備さえままならない」などの悲痛な声が学校にあふれています。今や長時間過密労働は教職員の労働問題や健康問題にとどまらず、「教育の質」を確保し向上させる課題にも影響を及ぼしているのです。

このような状況の中で、本年1月25日に開催された中教審総会は「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」と題する答申(以下「答申」)をまとめ、文部科学大臣に提出しました。

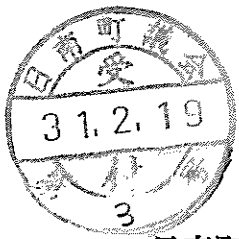
文部科学省が「看過できない」とした教職員の長時間過密労働の解消のためには、教職員定数の抜本的な改善が不可欠です。また、「答申」で示された「1年単位の変形労働時間制」の導入では、長時間過密労働が解消されるどころか、かえって増大することが懸念されます。さらに児童・生徒の授業時間等の増加にもつながりかねません。

すべての子どもたちや教職員がゆとりをもって学校生活や教育活動を進めることができるよう願うものです。

以上の趣旨に沿って、下記について、国に対する意見書を採択してください。

記

1. 教職員の長時間過密労働の解消を行うため、国の責任で教職員定数の抜本的な改善を行うこと。
2. 1年単位の変形労働時間制を学校現場に持ち込まないこと。



平成 31 / 年 2 月 19 日

日南町議会議長殿

村上正広 様

鳥取県米子市博労町 3 - 9 0

鳥取県西部地区消費税廃止各界連絡会

代表 滝根 崇

電話 0859-22-3860 FAX0859-34-2823

2019年10月からの消費税増税を中止することを求める陳情書

【陳情事項】

2019年10月からの消費税増税を中止するよう求める意見書を国にあげて下さい。

【陳情趣旨】

戦後最長の記録を更新したと言われる景気回復が続いていますが、給与水準は続落しており、個人消費は落ち込んでいます。東京などの大都市圏では、大企業が経済を牽引し、好景気を示す経済指標がみられますが、地方では景気回復の影すら見えず、人口減少と消費不況により、地域経済は疲弊しきっています。

今年10月に予定されている消費税の増税は、税率2%増がもたらす消費不況と、軽減税率とインボイス制の導入による中小業者への過重な負担により、地域経済へ深刻なダメージを与えることとなります。

自民党の菅官房長官は「リーマンショックのような事態が起これば増税の中止・延期もあり得る」としていますが、地域経済の状況はリーマンショックの時よりもはるかに深刻で、消費税増税ができる状況ではありません。

膨らみ続ける社会保障費を支えるため、または、保育・幼児教育無償化をするために消費税の増税が必要とされていますが、地域住民や中小業者はこれ以上の消費税の負担をできないところまで来ています。

過去最高の利益をあげている大企業は、研究開発費減税などの特例的減税で、税負担率では中小業者より低くなっています。この特例的減税をやめ、利益に見合った税を納めるようにすれば4兆円の税収増になると試算されています。株式配当に対する課税は世界的に類を見ない低税率になっており、これを世界水準にすると1.2兆円の税収増となります。消費税の増税をしなくても財源を確保することは可能です。

以上の観点から、本年10月の消費税増税を中止するよう求めます。

以上